【規程番号　神女大短Ⅱ－006】

神戸女子大学・神戸女子短期大学客員研究員規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における客員研究員の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（客員研究員）

第２条　学外の学術研究者との交流を図ることによって学術の進展に寄与するため、本学において高度の研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れることができる。

２　客員研究員のうち、特別に必要と認められた者には、特別客員研究員の呼称を用いることができる。

（条件）

第３条　客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れるものとする。

(1) 特定の研究の発展のために、本学の教員が学外の研究者と共同研究をする場合

(2) 前号に準ずる場合

（申請）

第４条　客員研究員を受け入れようとする学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、学部長等は、申請内容について教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴くことができる。

（承認）

第５条　前条の申請があったとき、学長は、申請を適当と認めたときは、部局長の意見を聴取して受入れを承認する。

（研究期間）

第６条　研究期間は、1 年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長を承認することができる。

（待遇）

第７条　客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

（施設の利用）

第８条　客員研究員には、図書館、その他必要な施設の利用を認めることができる。ただし、特に研究室の措置はしない。

（経費）

第９条　客員研究員の行う実験等に要する経費は、これを徴収することができる。

（施行の細則）

第10条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 14 年 5 月 16 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。